

令和7年5月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注 発言の内容については、その要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分等について
では、○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1 開催日時 令和7年5月12日（月曜日） 午後1時30分

2 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3 出席農業委員

1番 野田 和宏	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 日隈 博文	5番 佐藤裕美子	6番 小野 文隆
7番 (欠席)		

4 出席農地利用最適化推進委員

1番 佐藤 豊	2番 佐藤 一男	3番 衛藤 卓志
4番 井上 和洋	5番 森 宗一	6番 武石 賢一
7番 石井由美子	8番 瀧石 久男	9番 小田 和彦
10番 春田 幸治	11番 松木 廣宣	12番 柳井田英徳

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 非農地証明願いについて

報告第1号 農用地利用集積等促進計画について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（相続）
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第4号 令和7年度最適化活動の目標設定について

6 出席農業委員会事務局職員

事務局長	柳井田博隆	主幹（統括）	梅木 嘉子
専門幹	和田 育男	主査	樋口亜衣子

7 会議の概要	
事務局長	<p>本日は、武石会長の身内の方で不幸があったということで欠席でございます。</p> <p>それでは、ただ今より、令和7年5月定例総会を開催します。</p> <p>では、着座して進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対し、6名の出席でありますので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がありましたら、必ず、挙手ののち、議長の承認のうえ、発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話の電源をお切りください。離席する場合は、議長に許可をもらってください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第17条の規定により、副会長が議長となります。</p> <p>以降、議事の進行につきましては、小野副会長、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、最初に小野副会長、あいさつをお願いします。</p>
議長（副会長）	<p>農作業など忙しい時期になりましたが、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>今日は、武石会長が、身内に不幸があり、欠席ということで、代理として、議事を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名人の指名ですが、 5番佐藤委員、6番小野委員にお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>(事務局の説明：番号1～番号6)</p>
事務局	<p>みなさまこんにちは。</p> <p>4月の委員会に、欠席をして申し訳ありませんでした。</p>

	<p>改めて自己紹介をします。</p> <p>農業委員会事務局委員会農地農政班統括の梅木嘉子と申します。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、議案の説明をいたします。座って説明いたします。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案集は、1ページから2ページに記載しております。</p> <p>今月は、件数が多い都合上、個別の詳細は、議案集でご確認ください。</p> <p>合計件数は6件で、内訳は売買による有償移転が3件、贈与による無償移転が2件、使用貸借によるものが1件です。</p> <p>各担当委員についても、議案書にてご確認をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長（副会長）	<p>それでは、担当委員の説明ですが、番号1については、私の担当でありますので、説明を行いますにお願いします。</p>
6番委員	<p>4月26日、申請者の○○さんと、春田推進委員と現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、大字○○字○○○○○○○番○で、○○○○○線の○○○○線の○○○○の近くになります。</p> <p>申請者は、水稻栽培を中心とした農家であり、今回取得する農地で水稻の作付けを行うようあります。</p> <p>今回は、所有権の移転で譲渡人の要望によるものです。</p> <p>実は、申請地は以前から、○○さんが耕作をしており、今回、その土地を正式に買い上げるというものです。</p> <p>耕作距離は、すぐ家の横になります。本人は、トラクターや田植機などいろいろと農機具を所有しています。</p> <p>申請者は、近所にも田んぼやハウスも所有しており、特に問題はないと思われます。</p> <p>以上です。</p>
議長（副会長）	<p>それでは、春田推進委員さん補足があればお願いします。</p>
八幡①推進委員	<p>特にありません。何も問題ないと思います。</p>
議長（副会長）	<p>それでは、続いて番号2から番号6まで一括して、担当委員の説明</p>

	<p>をお願いし、一括して質疑と採決を行いたいと思います。 よろしくお願ひします。</p>
議長（副会長）	<p>それでは、番号2について、担当委員の説明を、3番繁田委員にお願いします。</p>
3番委員	<p>番号2番の調査結果を報告します。 4月24日、申請者の〇〇〇〇さんと、井上推進委員と現地の立ち合いを行いました。 土地の所在は、〇〇公民館の裏側に位置しており、現況は畑で、ユリの花を作付けする予定です。 権利の内容は、使用貸借権の設定で、譲受人が連作障害を回避する目的で、今回申請したものです。 通作距離は、自宅から100メートルぐらいで、譲受人の所有している農地は全て管理、耕作されています。 また、農機具についてもトラクター等を所有しております、耕作は可能です。 農業従事者も、奥さんと2人で花の栽培を行っています。 取得に問題はないと思われます。 以上で報告を終わります。</p>
議長（副会長）	井上推進委員、何か補足があればお願ひします。
玖珠①推進委員	特にありません。
議長（副会長）	それでは、番号3について、担当委員の説明を、私の担当ですので行います。
6番委員	<p>それでは、調査結果を報告します。4月25日、〇〇さんと佐藤一男推進委員と現地立ち合いを行いました。 土地の所在は、〇〇の〇〇〇沿いの〇〇〇から〇〇〇〇〇〇のちょうど中間ぐらいの川と反対側の場所です。 申請者は、水稻栽培を行っている兼業農家です。 権利の内容は、所有権の移転で、お父様からの生前贈与ということです。 譲受人は、農機具なども所有しております、今回中古のトラクターも購入しております、何ら問題ないと思われます。</p>

	耕作は、本人と旦那さんの2人で行うようあります。 以上です。
議長（副会長）	佐藤一男推進委員、何か補足があればお願ひします。
森②推進委員	特にありません。
議長（副会長）	それでは、番号4について、担当委員の説明を、2番江藤委員にお願いします。
2番委員	<p>番号4番の調査結果を報告します。</p> <p>4月28日、申請者の〇〇〇〇さん、小田推進委員と現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、大字〇〇字〇〇〇〇〇〇〇〇番です。〇〇〇、〇〇〇〇線、〇〇〇の〇〇〇のバス停から800メートル入った、〇〇〇〇集落の山側に位置しています。</p> <p>申請者の所有する田んぼにも隣接しています。</p> <p>水稻を中心とした兼業農家で、譲受人が取得し、水稻を耕作する予定です。現状は田です。</p> <p>権利の内容は、譲渡人の要望で、耕作できないとの理由から、隣接する申請者に売買で、所有権の移転を行うものです。</p> <p>譲受人の所有農地は、すべて耕作管理されており、農機具の所有状況は、トラクター、田植機などです。</p> <p>農業従事者は、本人1人ですが、40年以上従事しており、農繁期には、息子さんが帰省していっしょに従事していることです。</p> <p>取得後の状況など、特に問題はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（副会長）	小田推進委員、何か補足があればお願ひします。
北山田③推進委員	特にありません。
議長（副会長）	それでは、番号5について、担当委員の説明を、武石賢一推進委員にお願いします。
玖珠③推進委員	農業委員の武石さんが欠席のため、私の方から番号5番の調査結果を報告します。

	<p>4月30日、申請者の○○○○さん、武石会長と現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、大字○○字○○○○○番○です。</p> <p>大字は○○となっていますが、現地は○○の○○○の○○○○○の南側になります。</p> <p>稲作を中心とした稲作農家の譲受人が取得し、耕作を行う予定です。</p> <p>譲受人の住所は、○○○となっていますが、週末は実家に帰省し、農業に従事しています。</p> <p>面積は、947m²で、そばを作付けする予定にしております。</p> <p>他の農地については、令和5年に生前贈与を行っています。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が高齢のため、息子に農地を譲り渡したいとのことです。</p> <p>実家からの通作距離は、400メートルぐらいで、耕作可能です。</p> <p>譲受人の所有農地は、すべて耕作管理されており、農機具の所有状況は、トラクター、乗用田植機、耕運機などです。</p> <p>農業従事者は、本人と奥さんの2人で、取得後の状況など、特に問題はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（副会長）	<p>それでは、番号6について、担当委員の説明を、4番日隈委員にお願いします。</p>
4番委員	<p>番号6番の調査結果を報告します。</p> <p>5月2日、申請者代理の○○さん、佐藤豊推進委員、事務局と現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、○の○○集落の中にあります。</p> <p>水稻を中心とした兼業農家の譲受人が、取得し耕作する計画です。</p> <p>現況は畑で、果樹などを作付けする予定です。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、譲渡人が高齢で、遠方に住んでいるとの理由から、売買を行うものです。</p> <p>譲受人の通作距離は、約50メートルで、耕作可能です。</p> <p>申請地には、プランターなどで栽培を行うそうです。</p> <p>取得後の状況など、特に問題はありません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長（副会長）	佐藤豊推進委員、何か補足があればお願いします。

森①推進委員	特にありません。
議長（副会長）	6件の3条の説明が終わりましたが、質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長（副会長）	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の番号1から番号6までについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
議長（副会長）	<p>全員賛成です。</p> <p>議案第1号の号1から番号6までについては、原案のとおり可決いたします。</p>
議長（副会長）	次に、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案集の3ページをお開きください。</p> <p>番号1番、大字○字○○○○○番○です。</p> <p>登記簿地目は 畑、面積は、35m²です。</p> <p>申請者は、○○○の○○○○さんです。</p> <p>転用目的は、昭和42年頃から庭木を植え、庭として使用していました。</p> <p>これは、転用許可を受ける前に転用を行っており、追認となります(別紙参考資料集で追認について説明)。</p> <p>担当委員は、4番日隈委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長（副会長）	それでは、番号1について、担当委員の説明を、4番日隈委員にお願いします。
4番委員	<p>番号1の調査結果を報告します。</p> <p>5月2日、申請者代理の○○さん、佐藤豊推進委員、事務局と現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、○の○○集落の中にあります。</p> <p>すでに庭木を植栽しており、無断転用案件のため、本人から始末書</p>

	<p>の提出を受けております。</p> <p>周囲は、山林、宅地などに隣接し、特にありません。</p> <p>具体的な、利用目的は、庭木を植栽している状況です。</p> <p>昭和42年ごろに、住宅を建築した際に、庭木を植栽したようです。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長（副会長）	<p>それでは質疑のある方は、挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>（スライドを見ながら現地の説明を行う）</p> <p>先ほど3条の許可申請で、○○○○さんから○○○○さんへの所有権移転の申請があった土地の隣接になります。</p> <p>森さんが○○○在住で、玖珠町に戻る予定がないので、玖珠町の土地や家屋を処分したいとした時に、畑が宅地の敷地内になっていることが判明したので、今回の申請となりました。</p>
議長（副会長）	<p>他に質疑のある方はいますか。</p>
北山田③推進委員	<p>昭和42年という今から60年近く前から、現況のようになっていることから追認ということですけども、非農地証明願いの取り扱いという考え方はないですか。</p>
事務局	<p>非農地証明願いの要件である、すでに20年以上経過しているという要件には該当しているのですけども、4条申請か非農地証明願いのどちらかで判断するときに、勝手にやってしまったような状況が大きいときに、4条が妥当ではないかと判断しています。</p> <p>本人や身内に瑕疵がなかった場合は、内容によっては、非農地証明願いで取り扱いを行うようにしています。</p> <p>非農地証明願いで、よく該当するのは、森林などです。</p> <p>今回は、非農地証明願いの資料をつけていなかったので、次回、みなさんにお配りしたいと思います。</p> <p>要するに、本人に瑕疵があるかどうかで、判断するようになります。</p> <p>以上です。</p>
議長（副会長）	<p>小田推進委員、いいですか。</p>
北山田③推進委員	<p>3条、4条、5条でも統一した判断で事務を行ってもらうことをお願いします。</p>

議長（副会長）	他にありませんか。
議長（副会長）	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p> <p>議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の番号1について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p> <p>全員賛成です。</p> <p>議案第2号の番号1は、原案のとおり可決いたします。</p>
議長（副会長）	次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案集の4ページをお開きください。</p> <p>番号1と番号2は申請者と、隣接農地になりますので、重複するか所は割愛いたします。</p> <p>申請者は、大字○の〇〇〇〇さん、土地の所在は、大字〇字〇です。</p> <p>（スライドを見ながら現地の説明を行う）</p> <p>番号1の転用目的は、駐車場・資材置き場です。</p> <p>番号2の転用目的は、進入路です。番号1、2の所有者は、議案第2号の申請者である〇〇〇〇さんです。</p> <p>番号2の補足説明をします。</p> <p>この農地は、昭和42年頃、○さんのご家族が、宅地を建築した際に、町道から宅地までの間の農地の一部を、進入路としてコンクリートを張っていました。</p> <p>今回、番号1の農地を申請者の〇〇さんが資材置場等で使用するための転用申請となります。</p> <p>ただし、番号2については、○さんが既に転用をしております。このため、追認となります。</p> <p>担当委員は、4番日隈委員です。</p>
4番委員	<p>番号1と番号2の調査結果を合わせて報告します。</p> <p>5月2日、申請者代理の〇〇さん、佐藤豊推進委員、事務局と現地の立ち合いを行いました。</p> <p>土地の所在は、〇の〇〇集落の中にあります。</p> <p>番号2は資材置場・駐車場に行くための進入路、番号1は、資材置</p>

	<p>場・駐車場に転用するということです。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、番号2については、無断転用であるので、申請者双方から始末書の提出を受けています。</p> <p>周囲には農地ではなく、宅地や町道であり、隣接に関しては特に問題ないと思われます。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、番号2については、許可後に着工予定です。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長（副会長）	佐藤豊推進委員、補足があればお願ひします。
森①推進委員	特にありません。
議長（副会長）	それでは質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長（副会長）	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の番号1、番号2について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（副会長）	<p>全員賛成です。</p> <p>議案第3号の番号1、番号2は、原案のとおり可決いたします。</p>
議長（副会長）	次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の番号3について、事務局説明をお願いします。
事務局	<p>番号3番の説明を行います。</p> <p>土地の所在は、大字○字○○○○○○番○、地目は田で、面積は、1,284m²です。</p> <p>申請者は、○○○○ ○○○○○○○ ○○○○○ ○ ○○(○○ ○○○○)です。</p> <p>転用の目的は、従業員及び運搬用車輛の駐車場です。</p> <p>（スライドを見ながら現地の説明を行う）</p> <p>内容の説明を行います。</p> <p>現地は、○○○○○○から○○○○○○に入った町道沿いで、○○○集落の中になり、○○○○○○○という会社は、○や○○○○○等を製造している会社となります。</p>

事務局	<p>また、現地は表土をはいで、整地し、コンクリートやアスファルトは張らず、バラスを敷いて、雨水は自然浸透でいくようです。</p> <p>資材置場には、砂や住宅用資材を置き、一部従業員休憩用の簡易なプレハブを置き、従業委員の駐車場も確保するようです。</p> <p>今回、申請地の合計面積が3,000m²を超えるので、大分県農業会議の常設審議委員会で審議され、県の方へ送られるようになります。</p> <p>この申請は、県の西部振興局ではなく、本庁案件になります。</p> <p>(参考資料集により、資材置場の転用の取り扱いについて説明)</p> <p>昨年の4月から雑種地の転用の取り扱いが厳しくなり、転用後3年間、半年に1度、現地の利用状況報告が義務化されました。</p> <p>また、申請地の合計面積が3,000m²を超える場合は、事前に県の担当者との現地確認が必要となりました。</p>
議長（副会長）	それでは、担当委員の説明を、2番江藤委員にお願いします。
2番委員	<p>番号4の調査結果の報告を行います。</p> <p>5月7日、申請者の○○○○さん、森推進委員、それと事務局で現地確認を行いました。</p> <p>土地の所在は、大字○○字○○○○○番○、○○○○○○○の○○○の横から南側に350mぐらい入ったところに位置しています。</p> <p>地目は田で、面積は3,123m²です。</p> <p>事業拡大により資材置場や駐車場に転用する計画です。</p> <p>現況は田ですが、ここ数年、作付けは行っていないようです。</p> <p>周囲には、農地、宅地などが存在し、農地については、隣地の承諾書も得ています。</p> <p>また、隣接の農地に悪影響を与えるものではない計画です。</p> <p>権利の内容は、所有権の移転で、事業拡大に伴い、現在の資材置場や駐車場が手狭になったため、申請するもので、許可がでれば1か月程度で工事を完了するそうです。</p> <p>土砂の流出や災害の発生、周辺の農地に与える悪影響はないと思われます。</p> <p>過去に、違反転用などもありません。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長（副会長）	森推進委員、補足があればお願いします。
玖珠②推進委員	特にありません。

	それでは質疑のある方は、挙手をお願いします。
玖珠③推進委員	今回、資材置場ということですが、油の漏洩などの心配はありませんか。
事務局	油が関係する資材などは使用していないので、その心配はないかと思われますが、再度確認をします。
議長（副会長）	他にありませんか。
議長（副会長）	ないようでしたら、採決を行います。 議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請の番号4について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（副会長）	全員賛成です。 議案第3号の番号4は、原案のとおり可決いたします。
議長（副会長）	次に、議案第4号非農地証明願いの番号1について、事務局説明をお願いします。
事務局	議案第4号非農地証明願いについてご説明いたします。 議案集の6ページをお開きください。 番号1、大字〇字〇〇〇〇〇〇番〇外1筆です。 登記簿地目は田と畠で、合計面積は、406m ² です。 申請者は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。 (スライドを見ながら現地の説明を行う) 現地は、〇〇〇〇〇から〇〇に向かう町道の〇〇〇〇付近に位置しており、2筆とも町道に隣接しています。 非農地の理由は、昭和35年頃から小屋と駐車場として使用して、非農地となっていたためです。 現在、小屋が台風で崩壊して撤去されています。 65年経過しており、非農地証明願いとなります。 担当委員は、4番日隈委員です。 以上です。

議長（副会長）	それでは、担当委員の説明を、4番日隈委員にお願いします。
4番委員	<p>非農地証明願い番号1の調査結果の報告を行います。</p> <p>4月22日、申請者の○○さん、姉の○○さん、佐藤豊推進委員、それと事務局で現地確認を行いました。</p> <p>土地の所在は、○○○○○から○○に向かう町道の○○○○付近に位置しており、2筆とも町道に隣接しています。</p> <p>合計面積は、406m²で、昭和35年頃から小屋と駐車場として使用して、非農地となっていたため、現在は、台風により小屋は壊れてしまったとのことです。</p> <p>今後は、現状のまま管理を行うそうです。</p> <p>以上で、報告を終わります。</p>
議長（副会長）	佐藤豊推進委員、補足があればお願いします。
森①推進委員	特にありません。
議長（副会長）	それでは質疑のある方は、挙手をお願いします。
議長（副会長）	<p>ないようでしたら、採決を行います。</p> <p>議案第4号 非農地証明願いの番号1について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
議長（副会長）	<p>全員賛成です。</p> <p>議案第4号 非農地証明願いの番号1については、原案のとおり可決いたします。</p>
議長（副会長）	次に、報告第1号から報告第4号までについて、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>続きまして、報告事項に移らせていただきます。</p> <p>報告第1号農用地利用集積等促進計画についてです。</p> <p>別冊となっています。</p> <p>計画内容に対して、農林課及び農業委員会が、農地中間管理機構に対して、意見を出すものです。内容に特に問題がなければ、意見なしで機構に報告します。</p>

事務局	<p>次に、報告第2号です。</p> <p>議案集にお戻りいただき、7ページから9ページにかけて記載しております。</p> <p>農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が5件提出されております。</p> <p>詳細は、ご一読ください</p>
事務局	<p>次に、報告第3号です。ページは11、12ページです。</p> <p>農地法第18条による合意解約通知書が6件出されております。詳細は、ご一読ください。</p>
事務局	<p>最後に報告第4号です。</p> <p>令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の状況についての目標の設定についてです。</p> <p>ここでは、概要のみのご説明とし、内容は、後程、研修会でご説明します。</p> <p>この目標は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまが、農地利用の最適化活動を行うための目標を作り、1年間活動を行うものです。翌年度初めに、目標に対する実績、正式には「点検」と言いますが、この点検が、報酬の算出根拠となり、翌年度の報酬額に反映されます。ここでいう報酬とは、年額の報酬ではなくて、活動実績に応じた別の報酬となります。</p> <p>報告は、以上となります。</p>
議長（副会長）	引き続き、協議・報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	事務局の説明（連絡事項等）
議長（副会長）	それでは、報告第1号から報告第4号までとで、協議・報告事項等について質疑はありませんか。
八幡②推進委員	1番の国会議員との意見交換会とありますが、これは大分県の国会議員との意見交換会ですか。
事務局	はい、大分県選出の国会議員との意見交換会となります。
八幡②推進委員	どんな内容の話をするのですか。

事務局	農地法や農業委員会に関することだけではなく、農業全般についての意見交換会となります。
議長（副会長）	他にありませんか。 (質疑なし)
議長（副会長）	その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (質疑なし)
議長（副会長）	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
議長（副会長）	それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会5月定例総会を閉会します。

午後2時44分 閉会

玖珠町農業委員会会議規則第13条第2項の規定によりここに署名捺印した。

令和7年5月12日

玖珠町農業委員会会長 武石俊一

署名委員（5番） 佐藤裕美子

署名委員（6番） 小野文隆